

## 日本手外科学会における事業活動の利益相反に関する細則

日本手外科学会（以下本学会）は、「日本手外科学会における事業活動の利益相反（Conflict of Interest, 以下 COI と略す）に関する指針」を「医学研究の COI マネージメントに関するガイドライン（日本医学会）」を基盤にして策定した。本学会会員等の利益相反状態を公正にマネージメントするために、「日本手外科学会における事業活動の利益相反に関する指針の細則」を次のとおり定める。

### 第 1 条（本学会事業における COI 事項の申告）

#### 第 1 項

「日本手外科学会における事業活動の利益相反に関する指針」（以下、本指針という）のⅡ. 対象者である本学会の役員（理事長、理事、監事）、学術講演会担当責任者（会長等）、各種委員会（編集委員会等）の委員長、委員会の委員、その他暫定的な小委員会あるいは作業部会で理事長が必要と認める会の委員、および学会の事務職員は、本指針のⅣ. 開示・公開すべき事項について、過去 1 年間における利益相反状態の有無を所定の様式 1 に従い、指定された役職への就任前に、また就任後は 1 年ごとに申告しなければならない。

なお、申告後に新たな COI 状態が生じた場合には、発生した時点から 8 週間以内に追加・変更の申告を行なうものとする。

#### 第 2 項

本学会が主催する講演会（本学会の学術集会・シンポジウムおよび講演会、教育研修会）、企業や営利団体主催・共催の講演会、ランチョンセミナー、イブニングセミナー、市民公開講座等で、臨床研究・基礎研究に関する発表・講演を行なう場合、学会員、非学会員の別を問わず発表者は、配偶者、一親等内の親族、生計を共にする者も含めて、当該の臨床研究に関連する企業・法人組織や、営利を目的とした団体との経済的な関係について過去 1 年間における COI 状態の有無を、様式 2 にて抄録とともに提出するものとする。筆頭発表者は発表スライドの最初に（COI がない場合は様式 2 A, 有の場合は様式 2 B を参照）、あるいはポスターの最後に、該当する COI の有無、及び有の場合はその状態を開示するものとする。

#### 第 3 項

「臨床研究・基礎研究に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体」とは、研究に関し、次のような関係をもった企業・組織や団体とする。

- ① 研究を依頼し、または、共同で行なった関係（有償、無償を問わない）
- ② 研究において評価される療法・薬剤・機器等について、関連する特許を保有し、あるいは評価対象に関する薬剤・機器の製造・販売等を行なっている関係
- ③ 研究において使用される薬剤・医療機器等は無償、あるいは特に有利な価格

で提供している関係

- ④研究について研究助成・寄付等をしている関係
- ⑤ 寄附講座などのスポンサーとなっている関係
- ⑥研究において未承認の医薬品や医療機器などを提供している関係

## 第2条 (COI 自己申告の基準について)

COI 自己申告が必要な金額は以下の如く、各々の開示すべき事項について基準を定めるものとする。

- ① 企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下、企業・組織や団体という）の役員、顧問職については、1つの企業・組織や団体からの報酬額が年間100万円以上とする。
- ② 株式の保有については、1つの企業につき1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合とする。
- ③ 企業・組織や団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上とする。
- ④ 企業・組織や団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料、及び交通費、宿泊費、参加費等）については、1つの企業・組織や団体からの年間の合計が50万円以上とする。
- ⑤ 企業・組織や団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・組織や団体からの年間の原稿料が50万円以上とする。
- ⑥ 企業・組織や団体が提供する臨床研究費（治験・臨床研究費等）については、1つの企業・団体から支払われた総額が年間100万円以上とする。
- ⑦ 企業・組織や団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄附金等）については、1つの企業・組織や団体から、申告者個人または申告者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室の代表者に支払われた総額が年間100万円以上とする。
- ⑧ 企業・組織や団体が提供する寄附講座に申告者らが所属している場合とする。
- ⑨ その他、研究とは直接無関係な旅行、贈答品等の提供については、1つの企業・組織や団体から受けた総額が年間5万円以上とする。  
但し⑥⑦については発表者個人か、発表者が所属する部局（講座・分野）あるいは研究室等へ、研究成果の発表に関連し開示すべき COI 関係にある企業・団体などからの研究経費、奨学寄付金等の提供があった場合に申告する必要がある。

## 第3条 (役員、委員長、委員等の COI 申告書の提出)

### 第1項

本学会の役員（理事長、理事、監事）、本学会が主催する学術講演会の会長、

各種委員会のすべての委員長、および特定の委員会、作業部会の委員等による COI 状態の自己申告は、本学会が行なう事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限定する。役員、委員長、及び特定の委員会委員は前年度 1 年間における COI 状態を就任前と就任後は 1 年毎に、様式 1 記載の COI 自己申告書を理事会あるいは理事長へ提出しなければならない。様式 1 に開示・公開する COI 状態については、本指針Ⅳ開示・公開すべき事項で定められたものを自己申告する。各々の開示・公開すべき事項について、自己申告が必要な金額は細則第 2 条で定められた金額とする。

#### 第 2 項

役員等は、在任中に新たな COI 状態が発生した場合は、8 週以内に様式 1 を以て報告する義務を負うものとする。

#### 第 3 項

COI 自己申告書は、提出を求められた年度の 5 月末日を申告締切日とする。

#### 第 4 条（本学会機関誌等における届出事項の公表）

本学会の機関誌等で、発表（総説、原著論文等）を行なう著者全員は、発表内容が本細則第 2 条に規定された企業・団体と経済的な関係を持っている場合、投稿時から遡って過去 1 年間以内における利益相反状態を投稿規定に従って開示しなければならない。この内容はタイトルページに掲載される。なお、届けられた利益相反状態の内容は論文査読者には開示しない。

#### 第 5 条（COI 自己申告書の取り扱い）

##### 第 1 項：

COI 自己申告書は、役員等についてはその役職にある間、理事長の監督下に学会事務所に厳重に保管するものとする。役員の任期を終了した者、委員委嘱が解除された者に関する COI 情報の書類などは、その終了、あるいは解除の日から 2 年間、同様に保管する。本学会誌への投稿時、あるいは学会発表のための抄録登録時に提出される COI 自己申告書は 2 年間にわたり、同様に保管されなければならない。2 年間の期間を経過した者については、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。但し、削除・廃棄することが適当でないとして理事会が認めた場合には、必要な期間を設定して当該申告者の COI 情報の削除・廃棄を保留できるものとする。理事長、及び学術集会会長等に関する COI 情報に関しても役員の場合と同様の扱いとする。

##### 第 2 項

本学会の理事・関係役職者は、本細則にしたがい、提出された自己申告書をもとに、当該個人の COI 状態の有無・程度を判断し、本学会としてその判断にしたがったマネジメントならびに措置を講ずる場合、当該個人の COI 情報を随時利用できるものとする。しかし、利用目的に必要な限度を超えてはならず、

また、上記の利用目的に照らし開示が必要とされる者以外の者に対して開示してはならない。

### 第3項

COI情報は、第5条第2項の場合を除き、原則として非公開とする。理事長は、学会の活動、委員会の活動（附属の常設小委員会等の活動を含む）、臨時の委員会等の活動に関して、学会として社会的・道義的な説明責任を果たすために必要があるときは、理事会の議を経て、必要な範囲でCOI情報を学会の内外に開示若しくは公開することができる。この場合、開示もしくは公開されるCOI情報の当事者は、理事会に対して意見を述べるができる。但し、開示もしくは公開について緊急性があつて意見を聞く余裕がないときは、その限りではない。

### 第4項

非会員から特定の会員を指名しての開示請求（法的請求も含めて）があつた場合、妥当と思われる理由があれば、理事長からの諮問を受けて倫理利益相反委員会が個人情報の保護のもとに適切に対応する。しかし、倫理利益相反委員会で対応できないと判断された場合には、理事会で審議する。利益相反調査委員会は開示請求書を受領してから30日以内に委員会を開催して可及的すみやかにその答申を行う。

### 第5項

学会事務局に提出されたCOI自己申告書、及びこれに対する倫理利益相反委員会の見解や意見書は重要な個人情報を含む文書である。従つて、これらの文書は厳格な管理のもとに本学会事務所に保管されなければならない。これらの文書を審査したり、閲覧する機会がある倫理利益相反委員、及び学会事務局長はその役職を離れた後も含め、これらの情報に関し、秘密保持の義務がある。従つて、これらの委員、及び事務局長はこの旨を記載した誓約書（様式4）を署名押印の上、理事長宛に提出するものとする。もし、外部に対して情報漏洩が明らかになった場合は、理事会が当該の者の処分を決定する。

## 第6条（倫理利益相反委員会）

理事長が委嘱する代議員（理事を含む）若干名、および外部委員1名以上により、倫理利益相反委員会を構成する。委員長は互選により選出する。倫理利益相反委員会は、理事会および理事長と連携して、利益相反に関する指針並びに本細則に定めるところにより、会員の利益相反状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するために、マネジメントと違反者への対応を行う。

委員にかかる利益相反事項の報告並びに利益相反情報の取扱いについては、第5条の規定を準用する。また、「倫理利益相反委員会規定」を別に定める。

## 第7条（違反者等への措置）

## 第1項

本学会の役員、各種委員長、COI 自己申告が課せられている委員及びそれらの候補者について、就任前あるいは就任後に申告された COI 事項に違反があると指摘された場合、倫理利益相反委員長は文書をもって理事長に報告し、理事会として当該指摘を承認するか否かを議決せねばならない。当該指摘が承認された場合、当事者に対する扱いは本指針 VII、1) 指針違反者への措置に従って理事会で協議、決定するものとする。

## 第2項

本学会の機関誌等で発表を行う著者、ならびに本学会講演会等の発表予定者によって提出された COI 自己申告事項について、緊急性があり、かつ重大と見込まれる疑義もしくは社会的・道義的問題が発生した場合、学会として社会的説明責任を果たすために、倫理利益相反委員会で十分な調査、ヒアリングなどのもとに適切な対応を行うものとする。緊急性があり、かつ重大と見込まれる利益相反状態があり、説明責任が果たせないと見込まれる場合には、理事会で審議の上、当該発表予定者の学会発表や論文発表の差止めなどの措置を決定することができる。既に発表された後に問題が発生した場合には、事実関係を調査し、違反があれば掲載論文の撤回等の処分を決定する。また、学会の社会的信頼性を著しく損なう場合には、本指針 VII、1) 指針違反者への措置、に従って当該者への措置を講ずる。

## 第8条（不服申し立て）

### 第1項：不服申し立て請求

本指針 VI. 実施方法に従って、申告や発表等について改善指示や差し止め処置を受けた者、本指針 VII、1) 指針違反者への措置に従って一定の措置を受けた者は、当該決定に不服があるときは、その旨の通知を受けた後 7 日以内に、理事長宛ての不服申し立て審査請求書を学会事務局に提出することにより、審査請求をすることができる。審査請求書には、処分理由に対する具体的な反論・反対意見を簡潔に記載するものとする。その場合、異議理由の根拠となる関連情報を文書で示すことができる。

### 第2項：不服申し立て審査手続

1. 不服申し立ての審査請求を受けた場合、理事長は速やかに利益相反問題審査委員会（以下、審査委員会という）を設置しなければならない。審査委員会は理事長が指名する理事若干名、代議員若干名および外部委員 1 名以上により構成され、委員長は理事長が指名する。倫理利益相反委員会委員は審査委員会委員を兼ねることはできない。審査委員会は審査請求書を受領してから 30 日以内の間に委員会を開催してその審査を行う。
2. 審査委員会は、当該不服申し立てにかかる倫理利益相反委員会委員長、並びに不服申し立て者から必要がある時は意見を聴取することができる。意見聴

取の期日の指定に関しては、極力、当事者と日程を調整して定める。但し、定められた意見聴取の期日に出頭しない場合は、その限りではない。

3. 審査委員会は、特別の事情がない限り、審査に関する第1回の委員会開催日から1ヶ月以内に不服申し立てに対する答申書をまとめ、理事長に提出する。

#### 第3項：最終処分の決定

理事会の処分決定に対する不服申し立てに関して、審査委員会の決定を以って最終処分の決定とする。

#### 第9条（細則の変更）

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改変等から、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。理事会が本細則の見直しが必要であると認めた場合は、倫理利益相反委員会は、本細則の見直しのための審議を行い、理事会の決議を経て、変更することができる。

#### 附則

##### 第1条（施行期日）

本細則は、平成25年4月17日から2年間を試行期間とし、その後に完全実施とする。

##### 第2条（本細則の改正）

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療及び臨床研究をめぐる諸条件の変化に適合させるために、施行2年後に見直しを行い、その後も数年ごとに見直しを行なうこととする。

##### 第3条（役員等への適用に関する特則）

本細則施行のときに既に学会役員等に就任している者は、本細則を準用して速やかに所要の報告等を行うものとする。

本細則は平成25年4月17日より制定する。

この改訂細則は平成27年7月26日より施行する。